

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和元年12月第10回総会を開会いたします。

開会時間は午後4時22分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は推進委員、「遠藤委員」より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号4番「田下三枝子」委員、7番「田中和夫」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業）」、日程3、議案第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の案について」を上程いたします。

議案第1号、議案第2号は関連があることから一括して事務局からの報告を求めます。なお、この案件については議席番号4番「田下委員」の関連案件でありますので、審議、採決に際しましては「田下委員」の退席を求めることになります。

審議の進め方について、先に委員の皆様にお諮りしたいと思います。今回の議案は八和田地区のみですので一括して現地調査報告と質疑、採決をとる方法で議事を進めたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

承認が得られたということで、一括採決で進めさせていただきます。

それでは、審議に入ります。今回は新規6件、計10筆の申請がありました。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について「小川町長から農用地利用集積計画について承認を求められたので、その承認を求める」とのことです。

農地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してできる仕組みです。これは規模拡大を図ろうとする農家と規模縮小等を考える農家の間に町がはいる、利用権の期間などを定め、安心して農地の賃借等を行えるようにするものです。農業経営基盤強化促進法では農地利用集積計画は農業委員会の決定を得て、町長が定めるものとなっております。

今回の計画は、埼玉県農地週刊管理機構に賃借権を設定する計画の原案となっております。こちらは平成26年4月より、農地中間管理事業が創設され、この事業の目的は、今後の農地活用の効率化や生産性の向上を図るため、農地中間管理機構が農地をいったん借り受け、農地の集積化や規模の拡大化等を行うなど、耕作しやすい条件にして、地域の担い手等へ貸し出しを行えるようにするものです。

なお、中間管理事業を利用した利用権は小川町で初めての案件です。

それでは、申請番号1番から順に読み上げます。

(申請番号1～6番を読み上げ説明)

今回の計画はすべて新規扱いで、合計が6件10筆6,576㎡です。

引き続き、議案第2号についてご説明いたします。

会議の概要

この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、配分計画を作成する場合は、「町は、農業委員会の意見を聞く」ということから、今回の案件となっております。

原案の表は先ほどの議案第1号で読み上げた10筆を風の丘ファームに貸し付ける内容のものとなっております。なお、賃借期間、借賃につきましても、議案第1号と同じです。

「賃借権の設定等を受ける者」については、中間管理機構の公募に対して、応募をされている方となっております。「賃借権の設定を受ける土地」についてはすべて、先ほどの議案第1号で中間管理機構に対して利用権設定を行っている10筆の農地です。

今後の流れですが、この配分計画案について、農業委員会は意見を町に報告し、町はその意見を聞き、この配分計画案を中間管理機構へ回答します。その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の貸し借りが設定されます。期間的には県の審査期間が40日間、配分計画の閲覧機関が14日間となっていることから、3月1日に賃借権が設定される予定となっております。

以上、議案第1号、2号についての説明とさせていただきます。

議長

以上で事務局の報告が終わりましたので、「田下委員」の退席を求めます。

(田下委員、退席)

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員大塚委員

はい。推進委員の大塚が報告します。12月20日8時半から、農業委員2名、推進委員3名、計5名で現地調査を行いました。

1番は玉ねぎが作付けされておりました。

2番は赤かぶが作付けされておりました。以上です。

推進委員高橋委員

つづきまして推進委員の高橋が3番から6番を報告いたします。

3番は大根が作付けされておりました。

4番は作付けはなく管理状態でした。

5番はかぶと水菜が作付けされておりました。

6番は大麦、菜花、かぶが作付けされておりました。

特に問題なしと判断します。よろしくおねがいします。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第1号申請番号1番から6番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会議の概要

議長

全員賛成ですので議案第1号については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、議案第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の案について」、事務局の説明の通り同意することに賛成の委員は挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第2号については説明の通り同意することに決定いたします。

田下委員の着席を認めます。

(田下委員、着席)

議長

つづきまして、日程4、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届け出がありました。申請番号1番から順に事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

申請番号1番から順に報告いたします。

(申請番号1番・2番について順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これもちまして令和元年12月第10回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後4時50分です。